【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成24年２月24日
【会社名】	株式会社関門海
【英訳名】	KANMONKAI Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　田中 正
【本店の所在の場所】	大阪市西区北堀江二丁目３番３号
【電話番号】	０６（６５７８）００２９（代表）
【事務連絡者氏名】	経営支援部シニアマネージャー　田渕 広宣
【最寄りの連絡場所】	大阪市西区北堀江二丁目３番３号
【電話番号】	０６（６５７８）００２９（代表）
【事務連絡者氏名】	経営支援部シニアマネージャー　田渕 広宣
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

1【提出理由】

当社は、平成24年２月24日開催の取締役会において、平成24年３月29日を効力発生日として、当社を存続会社とし、当社の特定子会社かつ連結子会社である株式会社トドクックを消滅会社とする吸収合併を行うことを決議し、同日付で合併契約を締結いたしましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第３号並びに第７号の３の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

１．特定子会社の異動に関する事項（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第３号に基づく報告）

(1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金の額及び事業の内容

名称	株式会社トドクック
住所	大阪市西区北堀江二丁目３番３号
代表者の氏名	代表取締役社長　田中 正
資本金の額	50百万円（平成23年11月30日現在）
事業の内容	総菜宅配事業（平成23年９月１日をもって全事業を譲渡しております。）

(2) 当該異動の前後における当該提出会社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に関する割合

	異動前	異動後
議決権の数	5,000個	－個（吸収合併により消滅）
総株主等の議決権に対する割合	100.00%	－%（吸収合併により消滅）

(3) 当該異動の理由及びその年月日

① 異動の理由

当社が、当社の特定子会社である株式会社トドクックを吸収合併することにより、同社が消滅することによるものであります。

② 異動の年月日

平成24年３月29日（吸収合併の効力発生日（予定））

２．吸収合併に関する事項（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第７号の３に基づく報告）

(1) 当該吸収合併の相手会社についての事項

① 商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社トドクック
本店の所在地	大阪市西区北堀江二丁目３番３号
代表者の氏名	代表取締役社長　田中 正
資本金の額	50百万円（平成23年11月30日現在）
純資産の額	△370百万円（平成23年11月30日現在）
総資産の額	252百万円（平成23年11月30日現在）
事業の内容	総菜宅配事業（平成23年９月１日をもって全事業を譲渡しております。）

② 最近３年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

決算期	平成21年11月期	平成22年11月期	平成23年11月期
売上高（百万円）	3,652	3,008	1,579
営業損失（△）（百万円）	△3	△125	△86
経常損失（△）（百万円）	△15	△142	△106
当期純損失（△）（百万円）	△58	△332	△35

③ 大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合
株式会社関門海（当社） 100%

④ 提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	当社は、株式会社トドクックの発行済株式の全てを保有しております。
人的関係	当社の代表取締役１名が同社の代表取締役を兼任しております。
取引関係	当社は株式会社トドクックとの間で資金貸付等の関係があります。

(2) 当該吸収合併の目的
当社グループの企業再編の一環として行うものであります。

(3) 当該吸収合併の方法、吸収合併に係る割当ての内容、その他の吸収合併契約の内容
① 吸収合併の方法
当社を存続会社とする吸収合併方式とし、株式会社トドクックは解散いたします。

② 吸収合併に係る割当ての内容
株式会社トドクックは当社の100%子会社であるため、本合併による新株式の発行及び資本金の増加並びに合併交付金の支払いはありません。

③ その他の吸収合併契約の内容
当社が株式会社トドクックとの間で平成24年２月24日付で締結した合意契約書の内容は次のとおりです。

吸収合併契約書

株式会社関門海（本店所在地：大阪市西区北堀江二丁目３番３号、以下「甲」という。）と、株式会社トドクック（本店所在地：大阪市西区北堀江二丁目３番３号、以下「乙」という。）は、次のとおり吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第１条（存続会社と解散会社）
甲は乙を吸収合併して存続し、乙は解散する（以下「本合併」という。）。

第２条（本合併の対価）
甲は、乙の発行済株式の全部を保有しており、本合併に際し一切の対価を交付しない。

第３条（資本金及び準備金の額）
本合併により甲の資本金及び準備金の額の増加は行わないものとする。ただし、本効力発生日における乙の資産及び負債の状態により、甲及び乙協議の上、これを変更することができる。

第４条（本効力発生日）

本合併が効力を発生する日は、平成24年３月29日（以下「本効力発生日」とする。）とする。ただし、その日までに本合併に必要な手続きを行うことができないときは、甲及び乙の合意により、その日を変更することができる。

第５条（財産の承継）

乙は、平成23年11月30日現在の貸借対照表その他の計算書類を基礎とし、これにその後の資産及び負債の変動を加減した計算書を添付して本効力発生日における資産及び負債の状態を明確にした上で、一切の財産及びその他の権利義務を本効力発生日において甲に引き継ぐものとする。

第６条（管理執行業務）

甲乙は互いに、本契約締結後、本効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって業務執行、財産の管理・運営を行うものとする。またその財産に重要な影響を及ぼすような行為をなす場合には、予め甲乙協議して合意の上これを実行するものとする。

第７条（本契約承認総会等）

１．甲は、会社法第796条第３項の定めに基づき、会社法第795条第１項に定める株主総会の承認を得ずに、本合併を行う。
２．乙は、会社法第784条第１項の定めに基づき、会社法第783条第１項に定める株主総会の承認を得ずに、本合併を行う。

第８条（従業員）

甲は、乙の従業員を本効力発生日において甲の従業員として引き続き雇用する。その細目については別に甲乙協議して定めるものとする。

第９条（解散費用）

乙の解散に必要な費用は、すべて甲の負担とする。

第10条（本合併条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結の日から本効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事情により、甲及び乙の財産または経営状態に重要な変動を生じたとき、若しくは隠れたる重大な瑕疵が発見された場合には、甲乙協議の上、本合併条件を変更し、または、本契約を解除できるものとする。

第11条（想定外事項）

本契約に規定するものの他、本合併に関して協議すべき事項が生じた場合には、甲乙協議の上、これを執行するものとする。

以上

本契約成立の証として、本書１通を作成し、甲が保有し、乙は原本の写しを保有する。

平成24年２月24日

（甲）大阪市西区北堀江二丁目３番３号
株式会社関門海
代表取締役　田中 正　　印

（乙）大阪市西区北堀江二丁目３番３号
株式会社トドクック
代表取締役　田中 正　　印

(4) 吸収合併に係る割当ての内容の算定根拠

該当事項はありません。

(5) 吸収合併後の吸収合併存続会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	**株式会社関門海**
本店の所在地	**大阪市西区北堀江二丁目３番３号**
代表者の氏名	**代表取締役社長　田中 正**
資本金の額	**346百万円（平成24年２月24日現在）**
純資産の額	**現時点では確定しておりません。**
総資産の額	**現時点では確定しておりません。**
事業の内容	**とらふぐ料理専門店「玄品ふぐ」を中心とした店舗運営事業等**

以上